

運賃等協議会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 運賃等協議会（以下「協議会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）規則（平成 24 年新潟市規則第 17 号）（以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する場として設置する。

（会議）

第 2 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、規則第 7 条第 2 項に掲げる構成員から、交通会議会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 協議会は原則として公開とする。

（利用者等の意見を反映させるための措置）

第 3 条 協議会長は、第 1 条に掲げる協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（協議結果の取扱い）

第 4 条 協議会長は協議会の協議結果について交通会議へ報告するものとする。

- 2 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の実施に努めるものとする。

（庶務）

第 5 条 協議会の庶務は、新潟市都市交通政策課において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。